

ロシア・キリスト教民主党およびロシア連邦立憲民主党合同草案

## ロシア連邦憲法

＜自由、所有、尊厳＞

1992年4月30日

草案起草グループはチュゴダーエフ（代表）、グビーン、イスフロフ、カユノーフ

KK 資料集第5巻 741-760頁（+～768頁）

Обозреватель 1巻 12-26頁

Конституция Российской Федерации. Москва, <Р-Пресс>. 1992.

\* 第5巻8頁の注1を参照のこと

（前文）

我々、ロシア諸民族は、共通の運命、歴史および土地（国土）によって結びつき、我々によって自由に選ばれた憲法制定会議の名において、現在、将来および過去世代に対する責任を自覚し、主権的な民主国家としてのロシア連邦を創設し、我々のあいだ、すなわち、我が国土、我が国家において我々の一人ひとりのために、作用する唯一の源泉であり、すべての他の法律の基礎であり、その制約でもある基本法としてこの憲法を宣言する。

### 第1部 ロシア連邦における人および市民の権利の憲章

#### 第1条

① すべての人は、生まれながらにして、次の争う余地のない権利、すなわち生命に対する権利および自由に対する権利を与えられる。

② 人間社会に課せられたこれらの権利が何らかの強制的な制約を受けるのは、2つ、次に掲げる2つの場合にのみに限られる。

—すべての人が平等にこれらの権利を実現する機会として同権を保障する必要性

—上に掲げる権利を独立しては実現できない者に援助を差し伸べようとする、すべての文明社会に固有の志向

如何なるその他の理由および考え方も、強制的な権利の制限または義務の付加の根拠とすることはできない。

#### 第2条

各人は、人種、肌の色、言語、性、宗教、政治的もしくはその他の信条、出自、財産上、身分上もしくはその他の地位、ならびにその居住地の政治的、法的もしくは国際的地位にかかわらず、この憲法の掲げるすべての権利およびすべての自由を保有する。

すべての人びとが、法律の前に平等であり、法律の平等の擁護に対する権利を有する。各人は、この憲章に違反するいかなる差別からも、またこの差別を助長するものからも平等に保護される権利を有する。

### 第 3 条

- ① ロシア国民—ロシアーニは、
- ② ロシア連邦の市民権（国籍に対する権利）は、その居住地および国籍の如何にかかわらず、すべてのロシア国民がこれを保有する。
- ③ 何人も、ロシア連邦国籍、または国籍変更の権利を奪われることはない。
- ④ ロシア連邦市民は、他の国家の国籍を取得し、またはその下に入ることができる。
- ⑤ すべての人びとの民族、エスニシティ、人種および信仰の帰属は、その特別の個人的事項である。任意の人びとにここの掲げるリストの枠内におけるその帰属を表明することを直接にまたは間接に強制することは、これを認めない。

### 第 4 条

ロシア連邦の各市民（以下、単に市民）は、どこにいたかにかかわらず、全面的な権利主体能力を有する。

### 第 5 条

何人も、拷問、激しいもしくは人間的尊厳を傷つける扱いまたは刑罰を受けることはない。

### 第 6 条

- ① 各人は、上級の裁判所への控訴の権利を含め、憲法または法律が与える権利を権限ある裁判所によって効果的に回復する権利を有する。
- ② 各人は、国家機関、施設、公務委員の違法な決定および作為または不作為によって引き起こされその健康に対する被害、ならびに財産上および精神上の損害の国家による完全な補償を求める権利を有する。

### 第 7 条

- ① 何人も、恣意的に勾留、逮捕または追放されることはない。
- ② 人の権利および自由を侵害して得られた証拠は、法的効力を有しない。
- ③ 何人も、本人、その配偶者および親族の利益に反して証言することはない。
- ④ すべてのレベルの代議員は、代議員として信頼し、またはその職にある者としてなんらかの事実を信ずる者に関する証言をしない権利を有する。
- ⑤ 聖職者、またはしかるべき信仰の信者にとって精神的権威となる者、社会・心理学的

職の従事者、弁護士、医療従事者および教師は、その専門家として信頼する者に対して、証言をしてはならない（守秘義務）。

⑥ 宗教的信条がこれ（証言）を禁止する者に対して、宣誓またはその他の誓いの確認を強制することはできない。

⑦ 証言拒否の権利の枠内において、情報資料の差し押さえは、これを認めない。

## 第 8 条

① 各人は、その権利および義務の決定のために、その事柄が公開で、かつ公正のすべての要件を遵守して検討されたということに対する権利を有する。

② 各人は、刑事責任を追及されるすべての場合に、犯罪が行われた現地の公正な陪審員の参加する迅速で公開の裁判を受ける権利を有する。

③ 被疑者・被告人は、自己に対する刑事訴追のあらゆる段階において、被疑事実（起訴内容）の内容および理由についての情報に対する権利を有する。

④ 何人も、裁判によってその有罪判決が確定するまでは有罪とはみなされない。

⑤ 何人も、その実行時においてロシア連邦の法律および国際法により犯罪とされていない何らかの作為または不作為の行為を根拠にこれを裁かれる事はない。また、犯罪が実行された時点で適用しうるものよりも重い刑罰を科せられることはない。

⑥ 何人も、同一の違法行為に対して再度その責任を問われることはない。

⑦ 何人も、一般的閲覧のために公式に公表されていない法律に基づいて有罪とされ、または刑罰を受けることはない。

## 第 9 条

① 何人も、本人およびその家族の生活に対する恣意的な干渉、住居および財産の不可侵、伝達過程を含む情報の秘密、良心、尊厳および名声に対する恣意的な侵害を受けることはない。各人は、このような干渉または侵害から法律の保護を受ける権利を有する。

② 勾留、捜索、取り調べおよびその他の刑事訴追の手続きによる行為がなされる場合、これらの行為を受ける者は、自己の権利について予め知らされ、弁護士を依頼する権利を有する。

③ 各市民は、この憲法に違反しない手段によって、自己の生命、自由、両親、名誉および財産、ならびに自分の家族の生命、自由、両親および財産を守る権利を有する。

## 第 10 条

① 各市民は、連邦の範囲内で、自由に移転する権利および自由に居住地を変える権利を有する。

② 各市民は、自國を離れ、または戻る権利を有する。

## 第 1 1 条

① 各市民は、ロシア連邦の領域において避難場所を探し、これを利用する権利を有する。

② この権利は、非政治的な犯罪の実行、または国際法に違反する行為に基づく迫害の場合には、これを行使することはできない。

## 第 1 2 条

① 成年に達した男性および女性は、人種、民族、宗教、財産または社会的地位によるあらゆる制約なしに結婚し、家族となる権利を有する。

② 結婚は、婚姻の両当事者の自由で完全な同意がある場合にのみ成立する。

③ 家族は、社会の自然的で基礎的な細胞であり、社会および国家の側から保護を受ける権利を有する。

## 第 1 3 条

① 子どもは、生まれながらにして最初から、自由、尊厳、生命、人身の安全、教育、医療サービス、社会保障、住宅の権利を有する。

② 国家は、子どもの権利の遵守の保証人である。

③ 親には、その子どもを養育し、扶養し、子どもが成人になるまでその発育を保障する義務がある。

④ 国家および社会は、孤児および親の後見をなくした子どもの扶養、養育および教育を保障する。

## 第 1 4 条

① 各人は、単独で、または他の者と共同で、財産（土地およびその他の不動産、知的財産権および自己の労働能力を含む、生産資源および生産手段も入る）を保有し、使用し、処分する権利を有する。財産権は、個々の人および社会全体の福祉の基礎である。

② 何人も、恣意的にその財産を奪われることはない。

## 第 1 5 条

① 各人は、信条の自由およびそれを自由に表現する自由に対する権利を有する。この権利には、妨害されることなく自己の信条に従う自由、および情報を探し、受け取り、広める自由が含まれる。

② その内容によって情報の普及を妨害し、制限する法律はいかなるものであれ、これを適用することはできない。

## 第 1 6 条

① 各人は、思想、良心の自由および信仰の自由に対する権利を有する。この権利は、自己の宗教または心情を変更する自由、単独でまたは他の者と共同で、教義上の公的もしくは私的な慣習、宗教的および儀式上の慣習によりその宗教を信仰する自由を含む。

② 何らかの宗教を信ずる各市民は、その宗教が課す義務を果たす権利を有する。

## 第 1 7 条

① 各人は、平和的な集会の自由および結社の権利を有する。結社、平和的集会の実施およびデモンストレーションの権利は、法律によってこれを制限されない。

② 何人も、何らかの組織に加入することを強制されない。

## 第 1 8 条

① 行為能力のある各市民は、直接に、または自由に選挙した代表を通じて、自国の管理に参加する権利を有する。

② 満 16 歳に達した各市民は選挙権を有し、行為能力のある各市民は、国家管理機関における被選挙権を有する。

③ 人民の意思が政府権力の基礎でなければならない。この意思は、通常、普通、平等の選挙権のもとに秘密投票で行われる定期的な選挙において表現される。

## 第 1 9 条

① 各市民は、自己の労働によってその幸福（福祉）を保障する権利を有する。

② 刑罰の脅迫のもとでの労働のような強制労働の使用は、その脅迫が自ら自発的に課した義務によるものでない場合には、これを認めない。

③ 労働に対する報酬は、労働の結果の価値によってのみ決められ、性、年齢、民族的帰属、国籍その他の副次的な事情によることはない。

## 第 2 0 法

労働能力のない、もしくは労働能力に制約のある、およびしかるべき収入源を持たない各市民は、その尊厳の維持、ならびに他の者と経済的、社会的および文化的領域においてその人格の発展の平等の機会にとって必要な社会的保障を受ける権利を享受する。

## 第 2 1 条

① 国家は、ロシア連邦市民に対して、必要にして最小限の教育を受ける機会を保障する。

② 親は、その年少の子どものためにその教育の種類の選択において優先権を有する。

## 第 2 2 条

① 各市民は、国家に対して、社会の活力を維持し、その安全を保護する義務を負う。

② 各市民は、自己の権利および自由を行使するにあたり、もっぱら他人の権利および自

由の必要な承認および尊重、外見上の（不可分の）幸福の創造のための経費および外見上の損失の補償の公正な配分を保障するために法律が定める制約にのみ従うものとする。

## 第 2 3 条

- ① 如何なるものであれ、この法典において、何らかの国家、人びとのグループまたは個人に対し、この法典に掲げる権利および自由の廃止を志向する活動に従事し、またはそのような行為をなす権利を与えるものとしてこれを解釈することはできない。
- ② 憲法体制の暴力的転覆、人種、民族、社会的および宗教的憎悪の扇動、暴力、戦争の宣伝のために権利および自由を行使することはこれを認めない。
- ③ 国家機関、施設および公務員は、各市民に対して、直接にその権利および自由に係るドキュメントおよび資料を知る機会を保障しなければならない。
- ④ ロシア連邦市民は、他に取りうる手段がない場合、暴力または強制によって憲法体制を排除しようとするすべての者に抵抗する権利を有する。
- ⑤ 命令の執行またはその他の形態の処分に対するいかなる指示も、法律違反に対する責任を免れるための根拠とはならない。

## 第 2 4 条

列挙された権利を実現するために、ロシア連邦は、相互に独立した 3 つの権力、すなわち立法権、執行権および裁判権のあいだの国家権力の対等の分立という権力分立原則に基づく法治国家としてこれを創設する。

## 第 2 5 条

- ① ロシア連邦が批准した国際法のアクトは、批准した時点から、ロシア連邦の法律としての効力を獲得する。
- ② この国際法のアクトの規定とロシア連邦の領域で施行されている法律とのあいだに不一致がある場合は、批准した国際法のアクトの規定が効力を有する。

## 第 2 6 条

- ① 憲法のこの部分のいかなる条項も、これを取り消すことはできない。この憲章の廃止（取り消し）は、全体であれまたはその一部であれ、結果としてロシア連邦の解消をもたらす。
- ② 連邦立法議会は、その各院の名簿上の構成員の 4 分の 3 以上によって、この憲章を改正することができる。改正は、この憲法の第 1 部の条項に反するものであってはならない。その承認には、ロシアレンピ構成主体の 3 分の 2 以上の批准が必要である。
- ③ ロシア連邦憲法は、直接効力を有する基本法である。憲法に違反する法律およびその

他の法的アクト（批准した国際法を含め）は、法的効力を有しない。

## 第 27 条

ロシア連邦は、国家として、その領域において人の権利および自由、ならびに国外におけるロシア連邦市民の権利および自由の遵守の保証人である。

## 第 2 部 ロシア連邦の国家構造（連邦条約）

### 第 28 条

ロシア連邦は、ロシア連邦の単一の領域を形成し、国際法の唯一の主体である、自由で同権の連邦を構成する国家および州（земля）の自発的な同盟に基づいて創設された国家である。

### 第 29 条

連邦構成主体—Федеранты は、独自の憲法、立法権、執行権および裁判権、ならびにこの条約によりロシア連邦の立法議会の排他的権限とされない問題に関する法令を有する。

連邦構成主体の憲法および法令は、ロシア連邦の憲法および法令に反することはできない。

### 第 30 条

連邦構成主体は、相互協定により、連邦の枠内でその境界を変更することができる。

連邦構成主体の相互協定により、複数の構成主体のひとつの構成主体への合併、またはひとつもしくはそれ以上の構成主体から新しい構成主体への分割を行うことも可能である。しかし、これらの協定はいずれも、この憲法の第 3 部にしたがい、連邦立法議会において構成主体の代表の 3 分の 2 以上の賛成がある場合にのみ、これを施行する。

### 第 31 条

この憲法を承認するすべての国家は、この憲法第 3 部にしたがい、連邦立法議会における連邦構成主体の代表の 3 分の 2 以上によってその採択の同意がある場合、新しい構成主体としてロシア連邦にこれを編入することができる。

### 第 32 条

いずれの連邦構成主体も、その選挙人（連邦国家管理機関の選挙に関する法令により登録された）の総数の 3 分の 2 以上の決定により、ロシア連邦から離脱することができる。

連邦構成主体は、レフェレンダムの結果の公式発表ののち 365 日経過後にロシア連邦を離脱したものとみなされる。

連邦構成主体がロシア連邦から離脱した場合、ロシア連邦国籍は、レフェレンダムの

結果の公式発表または成人になってから 2 年間、この国籍保持を申し出た構成主体 **Федеранты** の市民（住民）に対してこれをそのまま維持する。

### 第 3 3 条

ロシア連邦の全領域のすべての変更は、取得もしくは譲渡、または連邦の国境線の修正（正確化）に関する条約の遂行の枠内のものを含め、連邦立法議会における連邦構成主体の代表の 3 分の 2 以上の賛成（この憲法の第 3 部の条項にしたがい）があった後に、この変更がその領域に係る連邦構成主体（ひとつまたは複数の）住民のレフェレンダムがこれに肯定的結果を出した場合にのみ、これを行うことができる。

### 第 3 4 条

ロシア連邦立法議会の排他的管轄とされるのは、以下の諸問題に関する立法アクトの採択である。

－連邦の全領域にとって単一の（連邦）税、手数料および連邦の債務弁済を目的とする消費税の設定および徵収

－ロシア連邦の名による貸借の締結および支払い

－通貨発行を含む連邦の通貨システムの機能、この機能を阻害する犯罪に対する刑罰の設定

－条約および国債協定の批准、ならびに国際法の諸規定の違反に対する刑罰の賦課

－軍事行動に係る戦争およびその他の問題の宣言および停止

－軍の編成、維持、組織および管理

－この憲法に定めのない部分における執行、立法および裁判機関の構成、形成、機能および財政措置

－連邦の全領域において、一定期間のあいだ、その作品および発見に対する著作者および発明者の排他的権利の保障

－連邦財産の処分

－しかるべき周波数帯域における周波数の割り当てを含む、不可分の連邦財産の処分

－連邦レベルで維持される郵便を含む通信システムの決定。ただし、採択されたアクトは独占権を与えない。

－連邦権力機関の選挙（この憲法第 3 部に定めのない部分において）

－連邦の全領域で効力をもつことになり、かつその要請に応える、異なる連邦構成主体で採択された公的アクト、文書および裁判所の判決の真正なことを証明する方法

以上の列挙は、これに尽きる。（以上は、限定列挙の一覧である。）

### 第 3 5 条

ロシア連邦立法議会は、以下の立法アクトを制定することはできない。

- －この憲法に違反する立法アクト
- －連邦構成主体のあいだでの商品またはその他の財物の流通に対する手数料の導入
- －いづれかの連邦構成主体に対する優遇措置の付与

### 第 3 6 条

連邦構成主体は、以下の権利を有しない。

- －条約、同盟または国家連合への加盟
- －貨幣の鑄造、紙幣の発行および連邦紙幣を除く何らかの債務弁済の認可
- －通関規制または関税の導入、および連邦市民による連邦構成主体の境界の自由な通行を妨げる法律の制定

### 第 3 7 条

ロシア連邦立法議会は、その排他的管轄事項ではない諸問題（予算を除く）に関する法律および立法アクト（法令）のテキストを採択することができる。これらの法律および法令は、当該の連邦構成主体の立法議会が承認した後にこれを施行する。連邦構成主体の立法議会は、任意の時に、この憲法、ならびに連邦立法議会がその排他的管轄事項とする諸問題に関して制定した法律および法令に反しないことを条件に、これらのテキストを改正することができる。

いづれかの連邦構成主体の立法議会がこのテキストの検討を採択しなかった場合、そのテキストについては、当該の構成主体の領域においては、その完全な廃止までのあいだ、その立法議会がこの法律のテキストを改正する権利を保持したうえで、この法律の効力を優先するものとする。

### 第 3 8 条

連邦構成主体の立法議会の同意により、自然人または法人である他人の財産権を侵害しないことを条件として、土地を含むさまざまの種類の財産を連邦所有として獲得し、またはそれに移行することができる。

連邦立法議会は、あれこれの物件もしくは分割できない集合物件の連邦財産であるとの公示、または連邦財産からの除外に関する決定を採択することができる。ただし、この決定は、連邦構成主体の 4 分の 3 以上が批准した後にこれを施行するものとする。

### 第 3 9 条

連邦構成主体のいづれもが、他のすべての連邦構成主体の公的アクト、公式文書およ

び裁判所の判決（決定）について、尊重し、完全に信頼して、これを利用しなければならない。

各連邦構成主体の市民は、他の任意の連邦構成主体の市民の保有するすべての特権および人身の不可侵の権利を有する。

いずれかの連邦構成主体において犯罪の被疑者・被告人となり、裁判から身を隠した者は、任意の連邦構成主体の領域において発見された場合、実行された犯罪の裁判管轄権を有する連邦構成主体の執行機関の要請により、無条件に身柄を引き渡されなければならない。

いずれかの連邦構成主体において義務を有する者は、何人であれ、他の連邦構成主体の法律または決定から自由ではなく、この義務がその性質上その執行を要求する支払いを行わなければならない。

#### 第 4 0 条

ロシア連邦は、各構成主体に対して、この憲法第1部の規定にしたがい、民主的統治形態および内外の暴力からのその保護を保証する。

#### 第 4 1 条

連邦立法会議は、その各院の名簿上の構成員の3分の2以上によって、憲法のこの部分、連邦条約を改正することができる。

この改正を施行するためには、連邦構成主体の3分の2以上の批准を必要とする。

### 第 3 部 連邦権力機 関

#### 第 1 章 構造および機能

#### 第 4 2 条

この憲法第1部にしたがい、ロシア連邦におけるすべての国家権力は、相互に独立した3つの権力、立法権、執行権および裁判権に分立する。

それらの権限は以下のとおりである。

立法権；連邦の領域にいるすべての者および連邦市民による履行を義務づける法律の制定、執行権力の代表にその現在の活動および報告を受けるべき領域の状況に関する報告を求める権利、しかるべきレベルの執行権力の構造における非選挙制の役職の任命を監督する権利

執行権；連邦の法律の執行に係る職務または連邦執行機関の職務上発生する職務上の義務の履行にとって必要な処分（命令）の公布

法律の執行を保障する行為の組織および実行

裁判権；法律の解釈、有罪および無罪の決定ならびに法律の枠内の意義を有する事実についての決定、法律の適用に際して生ずる衝突（紛争）の解決および法律に定める刑罰について判決の申渡し

#### 第43条

連邦レベルの立法権のすべての権限は、連邦構成主体の代表からなる院である上院と連邦人民代表の院である国民会議の2院で構成する連邦立法議会に属する。

連邦市民でない者は、連邦立法議会の議員となることはできない。

#### 第44条

上院は、6年任期で、2人ずつ選ばれる各連邦構成主体の代表からなる。各構成主体のそれぞれの代表の選挙は、その期日を3年ごとにずらしてこれを行う。

上院の排他的管轄事項は、この憲法の第2部の規定にしたがい、連邦の構造、構成および領域における変更についての決定の採択および承認である。

上院は、弾劾手続による裁判を行う排他的権利、すなわち、連邦国家権力機関における解任または職務従事権剥奪に関する決定を行う権利を有する。連邦大統領が裁かれる場合は、最高裁判所長官が手続を進める。大統領の弾劾決定は、上院の出席議員の4分の3以上により、他の職の者の場合は、同じく3分の2以上により、これを行う。弾劾に関する決定は、その事由に関して後に通常の手続により裁判所に移送することを排除するものではない。弾劾に関する決定は、2週間以内に、ロシア連邦最高裁判所の裁判官の3分の2以上の投票によってその承認がなされない場合は、これを無効とする。

ロシア連邦副大統領は、上院の議長となり、表決が同数に割れた場合にのみ表決に参加することができる。

#### 第45条

国民会議には、各連邦構成主体において30万人につき1人の代表が選出される。ただし、各連邦構成主体から最低1人は選ばれるものとする。

国民会議の選挙は、2年ごとに行われる。国民会議は、その議長を選出する。

国民会議には、弾劾手続で訴追する排他的権利がある。

#### 第46条

すべての法律および法令、さらに税およびその他の予算上の歳入に関する法案は、国民会議によって採択され、上院は、その修正を提案し、その審議および他の法律および法令の審議に参加することができる。

国民会議もしくは上院、またはその合同会議が採択する各法案は、法律の施行の前に連邦大統領に送致される。大統領は、この法案を承認する場合はこれに署名し、反対の場合は、その反対理由を付して、当該の院にこれを返送し、この院は大統領の反対理由を議事録に記載して、この法案の再審議を行う。改めての法案審議において、院の 3 分の 2 以上の投票で承認される場合、法案は、大統領の反対理由とともに、もう一方の院に送り返され、そこで同様の審議を行い、それがこの院の 3 分の 2 以上の投票により採択された場合、法律となる。後者の場合、大統領には、60 昼夜の期間、この法律または法令の無効の承認について国民投票（プレビシット、全人民的レフェレンダム）に付す権利が留保される。大統領に送致されてから 10 昼夜（通常の休息日は計算に入れない）のうちに大統領が反対を表明しない場合、法案は、大統領が署名した場合と同様に、法律となる。法案は、立法議会がその会議を延期したために、大統領が反対を表明し得ない場合にのみ、これを法律とすることはできない。

上院および国民会議の合同の参加を必要とするすべての決定 *постановление*、決議および決定 *решение*（会議の延長に関する決定を除く）は、ロシア連邦大統領に送致され、その承認の後にのみこれを施行する。大統領が承認しない場合は、法案に対して定められた規則および条件にしたがって、これらは改めて各院において 3 分の 2 以上の投票によって承認されなければならない。大統領は、この場合にも同様に、問題をプレビシットに提起する権利を有する。

#### 第 4 7 条

立法議会が、予算の会期において、またはこの憲法が定めるその成立に必要な期間が経過した後 30 昼夜以内に予算を採択しなかった場合、大統領は、国民会議を解散し、新しい選挙を公示する権利を有する。これを根拠とし得るのは、任期満了前の解散の唯一の例外的なものであり、拡大解釁はこれをしてはならない。

新に選挙された国民会議議員は、臨時の選挙がなされた時から国民会議の直近の通常選挙の期日までが通常の任期の半分以上ある場合には、その通常選挙の期日までをその任期とし、半分未満である場合には、国民会議の通常選挙の次の通常選挙の期日までをその任期とする。

#### 第 4 8 条

各院は、選挙結果、その議員の権限および選出の正当性に関する問題を解決し、事項の管轄に必要な定足数は各院の過半数とし、定足数に満たない場合には同日にもう一方の院の会議にこれを送致することができ、欠席議員に対して、議員の会議出席を保障するた

めに、各院の定める感化処分を講ずる権利を有する。

各院は、その会議の議事規則を定め、3分の2の投票によってその議員を処罰し、議員特権を剥奪することができる。

各院は、その決定により秘密事項とされる部分を除き、誰もが閲覧できる会議の議事録を作成する。議事録には、各院の議員の投票に付された問題への賛否に関する表決の情報が記載され、出席者の5分の1の要請により、この情報は、当該会議に議事録の公表内容に含めることができる。

立法議会は、1年に2回、9月10日から12月20日（予算会期）までと2月20日から6月1日までの通常会期を招集する。会期のあいだは、立法議会のいずれの院も、もう一方の院の同意なしに3日以上の会議の延長または両院が開催されなければならない場所以外の指定を行うことはできない。立法議会またはいずれかの院の決定により、立法議会または当該の院の会議は、ここに定める期日を超えて継続することができる。立法議会の両院の合同決定により、立法議会の会期は、ここに定める期日以前にこれを終了することができる。

#### 第49条

上院（Советと誤記？）および国民会議の議員は、その活動に対して、国民会議が定め、ロシア連邦国庫により支払われる報酬を受け取る。その報酬額は、すべて公開するものとする。

立法議会議員は、刑事責任の追及を免れる特権を有する。立法議会議員の裁判所への起訴は、この議員の属する当該の院の同意またはもう一方の院の3分の2以上の議員の同意を必要とする。重大な刑事犯罪または社会秩序違反を除き、すべての場合に、議員は、ここに定める手続によりその特権を剥奪されることなしに、勾留されることはない。各院における演説および発言に対して、議員は、あらゆる形態の裁判上の責任を問われることはない。

立法議会のいずれの議員も、議員として選挙された任期中は、新たなポストがその期間に創設された場合、その連邦の国家権力機関のいずれの役職にも任命されることはなく、連邦の国家権力機関のいずれの役職にある者も、そのポストにあるあいだは、いずれの院の議員となることはできない。

何人も、同時に、連邦立法議会の両院の議員となることはできない。

#### 第50条

執行権は、5年ごとに改選されるロシア連邦大統領がこれを行使する。

選挙にあたり、大統領は最大統領候補を推薦する。

大統領または副大統領には、連邦市民でない者がなることはできない。

大統領の解任、またはその死亡、辞任もしくは職務上の権利および義務を行使できなくなった場合、これらの権利および義務は副大統領に、副大統領が無理な場合には国民会議議長にこれを移行する。

大統領は、副大統領に辞任を求めることができる。ただし、そのような辞任は、立法議会によって承認される必要がある。立法議会は、大統領が提案する副大統領の代わりの者を候補者として承認する。

## 第 5 1 条

大統領は、連邦軍の総司令官である。大統領は、弾劾手続による訴追を除き、182昼夜を超えない期間、判決の執行を延期し、およびロシア連邦の裁判所の下した判決に關し特赦を行う権利を有する。

大統領は、連邦執行権力期間の公務員を任命し、その職務遂行に関する報告を要求し、その管轄する事項の諸問題に關して処分を行う権利を有する。立法議会がそのリストを承認した職務への大統領による任命は、上院の承認を必要とする。このリストに含まれない他の任命権は、大統領が、これを服務手続（従属手続）に委ねることができる。

大統領は、条約および国際協定を締結することができ、出席した上院議員の三分の二による批准の後にこれを施行し、大使、その他の全権代表および領事を上院による事後承認を条件にこれを任命する。

大統領は、最高裁判所の裁判官の承認を上院に求め、大統領の同意を得て、最高裁判所裁判官によって提案される連邦最高裁判所長官が上院の承認を求められる。

大統領は、上院の同意を得て、この憲法において別段の規定がなく、法律がその職を定めるロシア連邦のその他の公務員を任命することができる。立法議会は、法律によって、何らかの必要とされる下級の公務員を独任で任命する権利を、大統領、最高裁判所長官またはしかるべき部署の長に対して、従属手続によりこれらの権限の事後的な委任の権利を付して、これを与えることができる。

会期と会期のあいだに、本条の効力のもとにあり、その補充にあたって上院による承認を必要とする上院の欠員が生じた場合、大統領は、それを補充することができ、直近の上院の会期が終了するまでのあいだ職務権限を与える。

## 第 5 2 条

大統領は、定期的に、1年に一回上、立法議会にロシア連邦の状況に関する報告を提

出し、立法議会における立法発議権を有し、議会に対して必要かつ有用とされる措置を講ずるよう提案する。緊急の場合、大統領は、両院またはいずれかの院を招集し、両院のあいだに会期の延長期間について不一致がある場合には、大統領が必要と思われる期間、これを延長する。

大統領は、大使およびその他の全権代表を任命し、法律の正確な遵守を保障する措置を講じ、ロシア連邦の公務員の権限を定める。

### 第 5 3 条

本条において以下に掲げる特別の場合、その場合にかぎり、大統領は、法律の効力を有する命令、すなわち直接効力のある大統領令を公布する権利を有する。あらゆる場合、大統領の公布した命令は、この憲法の諸規定に抵触するものであってはならない。

大統領が命令公布権を有する特別の場合とは、以下の場合である。

—ロシア連邦の領域において社会的混乱（暴動）の発生の結果としての非常事態

—自然災害、伝染病、重大事故およびその他の特別の危険事態の結果としての重大事態

非常事態 *чрезвычайное положение* は、上院が、ロシア連邦のいずれかの地域またはその全土において、92昼夜を超えない範囲で、上院がこれを宣言する。この期間の経過にしたがい、上院の全議員の3分の2以上の同意がある場合に同じ期間だけこれを延長することができ、その期間も経過した場合には、各院の議員の総数の3分の2以上の同意がある場合に6ヶ月を超えない範囲でこれを延長することが認められる。これを超える延長の場合は、その議員の3分の2以上と選挙システムに則って3万人に1人の代表基準で国民会議に選挙された者からなる臨時議会の同意を必要とする。非常事態が、連邦の住民の5分の1未満の人が住んでいる領域で宣言された場合（その宣言がなされた時点で）、ここに掲げる期間は、4倍にまで延ばすことができる。いずれかの領域において非常事態がふたたび宣言された場合、以前の非常事態の期間の半分を超えない時間のインターバルの後に、非常事態の期間を加算するものとする。

重大事態 *чрезвычайная ситуация* は、大統領がこれを宣言した場合、92昼夜を超えない期間に上院によって承認されなければならない。この承認がない場合は、公布された命令はその効力を停止する。重大事態をさらに延長する場合、365日までの場合は上院が通常の手続でこれを行い、1096昼夜（3年間）までの場合は、上院と国民会議の合同決定を、さらにそれを超える場合は、各院の議員総数の3分の2以上の同意を必要とする。

大統領の公布する命令は、あらゆる場合に、非常事態または重大事態が施行されてい

る領域においてのみその効力を有し、その効力は、その終了の後は連邦立法議会または当該の連邦構成主体の法律として通常の手続で採択された場合にのみそれを維持することができる。

#### 第 5 4 条

ロシア連邦の大統領、副大統領およびその他の公務員は、弾劾手続により、権力の篡奪または権力の濫用、収賄またはその他の重大な犯罪および違法行為のかどで有罪とされる場合、これを解任する。

裁判権力の公務員、連邦の大統領および副大統領を除く、公務員の弾劾は、法的要請による立法議会への報告を行わず、または明らかに不誠実な報告であった場合を含め、これらの者による立法議会に対する系統的に示される敬意を表さない態度（不遜な態度）をもってその根拠とすることができます。しかし、当該の理由による弾劾は、大統領の発議により最高裁判所においてこれを争うことができる。

#### 第 5 5 条

ロシア連邦における裁判権は、最高裁判所および連邦立法議会および連邦構成主体の立法議会が設置する下級の裁判所がこれを行使する。最高裁判所の裁判官および下級の裁判所の裁判官は、その職務の遂行が避難されない限り、その職を保証され、その職務に対する報酬を受け取り、在職中に減額されることはない。

#### 第 5 6 条

裁判権は、この憲法およびロシア連邦において効力を有する法律、ならびにロシア連邦の締結する国際協定に基づいて、法律と公正（正当性）の権利によって解決されるすべての事件、軍に関わるすべての事件、ロシア連邦を一方の当事者とするすべての紛争、ふたつまたはそれ以上の連邦構成主体のあいだ、連邦構成主体と他の構成主体の市民のあいだ、異なった構成主体の市民のあいだ、ならびに連邦構成主体またはその市民と外国の国家、市民または国民のあいだのすべての紛争に及ぶ。

大使、その他の全権代表および領事に関わるすべての事件、ならびに連邦構成主体が一方の当事者である事件（連邦構成主体と当該構成主体の市民のあいだの事件を除く）は、最高裁判所が第 1 審の裁判としてこれを所管する。その他のここに列挙したすべての事件において、最高裁判所は、立法議会が定める規則にしたがい、権利問題およびその制限を伴う事実問題を解決する控訴審となる。

弾劾手続により審理されるものを除き、すべての犯罪に関する事件は、陪審裁判がこれを所管する。審理は、犯罪のなされた連邦構成主体の領域において行われ、連邦構成主

体の外またはいくつかの連邦構成主体の領域にまたがってその犯罪がなされた場合、裁判は、立法議会が公布した法律に定める場所（ひとつまたは複数の）で行うものとする。

## 第 2 章 連邦権力機関の選挙

### 第 5 7 条

連邦権力機関における選挙権は、満 18 歳に達したすべての行為能力のある連邦市民がこれを享受する。

### 第 5 8 条

連邦権力機関におけるすべての選挙は、それに参加する選挙人にとって平等かつ秘密なものとしてこれを実施する。

### 第 5 9 条

大統領ポストの候補者を推薦できるのは、連邦市民のすべての非営利の登録社会団体（NPO）、全選挙人の 0.1% 以上の推薦候補者支持署名を集めたすべての連邦市民グループである。登録に際して、国民会議が定める額の登録料を納めなければならない。大統領選挙は、直接選挙である。最高得票を得た候補者を当選者とする。同数の場合は、最初に登録した者を当選者とする。候補者が 1 人という状況で行われた選挙は、これを無効とする。

### 第 6 0 条

上院議員の候補者推薦および選挙の手続は、それぞれの連邦構成主体の立法議会がこれを定める。

### 第 6 1 条

国民会議議員は、しかるべき連邦構成主体の恒常的な居住者である選挙人（以下、選挙人という）が、直接に選挙し、選挙人名簿により、以下の原則にしたがい、比例代表制によってこれを行う。

1. 候補者名簿は、しかるべき連邦構成主体の永住者である市民（以下、市民）のすべての登録非営利社会団体（NPO）、ならびに選挙人の総数の 0.1% 以上の支持署名名簿を集めた任意の市民グループがこれを提出する。その際、国民会議が定める額の登録料を支払わなければならない。
2. 選挙人名簿は、当該連邦構成主体から選出される国民会議議員定数の 2 倍を超えることはできない。
3. 選挙の投票用紙（ビュレティン）には、登録されたすべての候補者がすべて記載される。
4. 選挙人は、必要な国民会議議員の数を超えない範囲で、投票用紙にある事前に選んで

きた候補者をマークする。

5. 当選した候補者の決定は、以下の手続による。
  - a. 名簿ごとに、この名簿にある候補者に投ぜられた投票総数を決定する
  6. 候補者の各名簿において、それぞれに投じられた獲得票数の再整理を行う
  - B. 名簿ごとに、この名簿に投ぜられた得票の総数に応じて名簿ごとの予定当選者を決定する
  - r. 名簿のうち、計算上の第1位ではなく、最高得票において第1位の候補者を当選者とする？？
  - d. 第5項により当選者とされた候補者の総数が必要数に達しない場合、必要がある場合、名簿に投ぜられた票の総数と登録順位を考慮して、予定した当選者と第5項により実現した当選者のあいだの差異を解消する手続により、当選者の数に名簿にある落選した候補者のうちの第1位の者ひとりを含めることとする。

6. 当該連邦構成主体の住民の代表に欠員が生じた場合、しかるべき候補者名簿のうち選ばれなかつた候補者の第1位の者をもってこれを補充する。
7. 投票用紙に記載されたリストの全候補者が代表に必要な数の2倍を超えない場合、選挙は無効とする。

## 第62条

連邦大統領の選挙および国民会議の通常選挙は、(該当の年の) 1月31日にこれを実施する。

この期日より遅くない日 (当該の年の) に連邦構成主体において上院議員の選挙を行うものとする。

## 第63条

立法議会は、各院の名簿上の構成員の半数以上により憲法の一部を改正することができる。

この改正の施行には、連邦構成主体の半数以上の批准を必要とする。

### (付録)

#### ロシア連邦創設に関する法律 (移行期に関する法律)

## 第1条

ロシア共和国が存在したその全歴史過程において樹立されたすべての権力形態の正当性の完全な不存在 (次如) に注意を払い、憲法制定議会は、旧ロシア共和国の領域において

てあらゆる正当性の基礎としてロシア連邦憲法およびその施行を保障する手段としてこの法律を制定する。

この法律の厳格に状況を反映した *ad hoc* な性格を考慮して、その諸規定は、臨時の性格を帶び、ロシア連邦憲法またはそれに基づいてまたはこの法律に基づいて最低され、または施行される法律および法令のしかるべき規定の施行の程度に応じてその効力を停止するものとする。

## 第 2 条

ロシア連邦およびそこにおけるすべての種類の合法的権力の形成期のあらゆる場合において、ソ連邦またはロシア共和国が署名した国際的な条約、協約、協定および宣言に定めるすべての人権が認められ、承認し、効力を有するものとされる。これらのすべての国際法の諸条項は、ロシア連邦にとってはその形成の終了後にあっても自動的に効力を有するものとしてこれを認めるものとする。

## 第 3 条

旧ロシア共和国の領土は、創設されるロシア連邦の領域的基礎である。

この法律のうち、ロシア連邦形成の領域的側面に係る部分は、制定される憲法の諸規定に触れられていないか、もしくはその法律および法令に一致していない諸規定は、この法律の施行の日から 1 年半のあいだ、その効力を保持する。

## 第 4 条

自治共和国または自治州の地位を有する旧ロシア共和国のすべての構成主体（1990 年 1 月 1 日現在）は、それが当該の旧ロシア共和国構成主体の住民の圧倒的多数の表明された明白な意思であれば、創設されるロシア共和国への編入を拒否することができる。

旧ロシア共和国のしかるべき領域におけるこの問題に対する住民の意思の表明のため

には、レフェレンダムが実施されなければならず、そこでは、以下の様式による単独の問題が問われなければならない；「あなたは、○○（旧ロシア共和国のしかるべき構成主体の名称）がロシアの一部であることを止め、固有の国境、法律および国籍を有する別個の主権国家、国際法の主体として存在し始めることが必要だと考えますか」。この問題は、ロシア語および当該の旧ロシア共和国構成主体の住民の15%以上（1989年国勢調査資料による）が母語と考えているそれぞれの言語でレフェレンダムの投票用紙（ビュレティン）に記載されなければならない。

前項の様式でのレフェレンダムの問題において賛成票が、旧ロシア共和国最高会議千個方により投票権を有する当該の旧ロシア共和国構成主体に恒常に居住する選挙人の総数の半数に及ばない場合、1990年1月1日現在の旧ロシア共和国の構成主体は、その境界内において、新たに形成される主権国家の確立過程にあるものとみなされ、ロシア連邦との関係は、一般に承認されている国際法の原則およびロシア連邦と締結する協定にしたがってこれを樹立する。

このレフェレンダムの実施を準備する過程においては、国際監視団と旧ロシア共和国構成主体の監視団の参加が保障されなければならない。

レフェレンダムを含め、本条に定める条件を満たさない、いかなる活動（行為）の結果も、旧ロシア共和国のいかなる領域をも創設されるロシア連邦の構成に含めない理由とされることはない。

## 第5条

ロシア連邦の形成過程において、この法律の第4条に定める手続でいずれかの旧ロシア共和国構成主体がロシア連邦に加わらない可能性を除き、1990年1月1日現在の旧ロシア共和国の国境に照らしていかなる変更も加えることはできない。

同様に、ロシア連邦お形成の時期に、領域的行政的単位の境界、すなわちロシア連邦の構成に留まる旧ロシア共和国の自治共和国および自治州、地方および州は、1990年1月1日現在、この法律に定める手続で統合する場合および自治州からの分離の場合を除き、その任意の変更についてはモラトリアムを設定する。

## 第6条

自治共和国または自治州の地位にあり、創設されるロシア共和国に加わらないとする決定を行わない旧ロシア共和国のすべての構成主体が、連邦国家の地位を分有する。

領域的行政的合目的性にしたがい、隣接する地方および州の領域を基礎として、ロシア連邦構成主体、すなわち連邦州 *земля* が形成される。

## 第7条

本法第6条に定める隣接する領域の合併は、以下の基準に基づき憲法制定会議の決定によりこれを実施する。

—ロシア連邦の結成の時点での連邦州は、100万人以上の住民を有する（1989年1月12日換算による1989年国勢調査資料による）ものとする

—その領域は2万km<sup>2</sup>未満とすることはできない

—設定された2つの基準の違反は自然の地誌学的境界が存在する場合にのみこれを認めることができる（条件づけることができる）

—統合の場合、1990年1月1日現在の旧ロシア共和国の領域的行政的単位の境界に依存しなければならない

この問題の審議に際し、当該領域の会議の議長および行政庁は、こうした審議の合流をめざさなければならない。

憲法制定会議が、連邦州の形成過程での領域の統合に関して必要とされる決定を採択できない場合、この問題の決定に関する権利は連邦大統領に移行する。

## 第8条

ロシア連邦の形成の期間にあっては、すべての形態の国家権力ならびにロシア連邦におけるロシア連邦憲法とロシア連邦構成共和国の憲法および法令集にしたがって存在するロシア連邦法令集（六法全書）の作成は、新たに制定された法律（ロシア連邦立法議会により）を、この法律を適用する旧ロシア共和国の法律および権力を保持し、ロシア連邦憲法に違反せず、変更せず、それに従う範囲においてこれを施行する。

## 第9条

憲法制定会議による憲法およびこの法律の制定の時点から、ロシア連邦の領域においては、しかるべき犯罪構成要件に対する刑罰に関する新しい法律が制定されるまでのあいだ、ロシア連邦の領域内では死刑判決の執行はこれを行わない。その後に当該判決は、しかるべき新たな法律の制定にしたがい再審理に付されなければならない。

## 第10条

ロシア連邦の構成に組み込まれた領域の恒常的な居住者である旧ロシア共和国のすべての市民が、ロシア連邦市民として認められる。

ロシア連邦を構成しない領域の恒常的な居住者であった旧ロシア共和国市民、およびこの法律の制定時点で4歳未満のその子どもは、この法律の制定の日または申し出を行った者が成人に達した日（ロシア連邦の法律にしたがい）から5年以内に、本人またはその未成年の子どもの名においてなされるしかるべき申し出に基づき、ロシア連邦市民と認められる。

## 第11条

ロシア連邦憲法およびこの法律の制定後は、速やかに、1年半以内に実施されるべき立法議会選挙の実施にむけた準備を開始するものとする。

連邦人民代表者会議である国民会議の選挙は、ロシア連邦憲法の規定にしたがってこれを実施する。

連邦構成主体代表者会議である上院の最初の選挙は、以下の図式でこれを行う。

—連邦評議会（上院の誤記か？）の代表の選挙には、当該の領域において、この選挙の実施の時点のしかるべき法律にしたがいロシア共和国最高会議の選挙に参加する権利を有していたすべての者が参加する

—個々の具体的な連邦構成主体からの上院議員の候補者は、政党および前項にしたがい選挙権を有する市民の任意グループを含む、当該の構成主体の領域において活動し、前項にしたがい選挙人総数の0.1%以上の候補者支持署名を集めたロシア共和国市民の非営利の登録団体がこれを推薦する。

—当該選挙において選挙権を有するすべての者が候補者を推薦することができる

一 前号の要請の枠内で、同一の団体または市民グループが同時に 2 人の候補者を推薦することができる

一 選挙は、ロシア共和国大統領選挙の実施を規制する法律の規定にしたがい、ビュレティン（投票用紙）に 2 人以上の候補者を残す（投票する意）ことが認められることを特徴として、これを実施する

一 上位の得票を得た 2 人の候補者を上院議員の当選者とする

一 選挙は、3 人以下の候補者に限られる場合はこれを無効とする

一 最初の選挙で当選した上院議員の任期は、以下のとおり、最大得票を得た者は憲法にしたがい全任期（6 年）、第 2 位の得票を得た者は憲法の定める上院議員の再選手続にしたがい半分の任期（3 年）とする。

## 第 1 2 条

ロシア連邦立法議会の最初の会期が始まる日から 1 年以内に、連邦構成主体の立法議会の選挙法を制定し、その後に連邦構成主体のレフェレンダムにこれを付すものとする。しかるべき連邦構成主体におけるレフェレンダムでこれが承認された場合、この憲法制定会議の選挙原則に準拠して憲法制定会議選挙を行う。その後に連邦構成主体で招集される立法議会または憲法制定会議（同様に）が当該の連邦構成主体の憲法を制定する。

この法律のテキストをロシア連邦立法議会が前項に定める期間内に採択しない場合、ロシア連邦大統領がこれを承認する。

## 第 1 3 条

初めて全人民の選挙したロシア共和国大統領は、ロシア連邦の最初の大統領となり、諸権力から独立した候補者として開かれた選択肢のある選挙の過程でロシア人民の手から受け取った創設されるロシア連邦の領域における執行権の長の権限を保持する。

この法律の制定により、憲法制定会議は、執行権のすべての公務員の職につき自己の判断によりこれを承認する権利を享受する。ただしこの判断は、3 ヶ月間のあいだだけ、しかも 1 回限りのもとする。

## 第 1 4 条

本法の制定の日から 2 ヶ月以内に、大統領は、憲法制定会議によって承認される臨時のロシア連邦最高裁判所裁判官およびその長官であるロシア連邦最高裁判所長官の候補者を提案しなければならない（ロシア連邦憲法が定める人数だけ）。

大統領が当該候補者の所定の期間内に提案しない場合、憲法制定会議は、自らこれを任命する権利を行使する。

臨時の最高裁判所裁判官の任期は、長官を含め、8 年を超えることはできず、その任期中、任命時から 2 年以上を経た任意の時に常任の裁判官に交代することができ、または大統領の提案により憲法にしたがって常任の裁判官に移行することができる。この期間が経過した後は、常任の裁判官の地位を持たない臨時の最高裁判所裁判官の権限は停止する。

## 第 1 5 条

ロシア連邦の形成の期間にあって、この法律の制定の日から、および両院からなるロシア連邦立法議会の最初の会期の始まった日から 1 カ月までの期間、ならびに全体で 9 カ月を超えない期間は、ロシア連邦大統領に、命令、すなわち創設されるロシア連邦の全領

域またはこの命令が示すその一部の領域において、法律の効力を有する直接効力のある大統領令を公布する権利を与えられる。

いかなる場合においても、ここにいう命令は、憲法または本法もしくはその諸規定に違反することはできず、またロシア連邦憲法または本法の改正を方向づけるものであってはならない。

大統領が公布する命令はこれに拒否権を行使できる。

—立法議会の最初に会期が始まるまでは、旧ロシア共和国最高会議の各院の名簿上の構成員の3分の2以上が、合同で

—その後は、大統領の承認の必要性およびこれに関連する手続を除いて、法律および法令の承認のためにロシア連邦憲法が定める手続で、立法議会が、これを行う。

大統領が公布する命令は、次の場合にはこれを裁判手続で廃止することができる。

—ロシア連邦最高裁判所の全構成員の承認を含む形成が完了するまでは、旧ロシア共和国憲法裁判所が、

—その後は、その名簿上の構成員の3分の2以上を定足数とするロシア連邦最高裁判所の出席裁判官の過半数により、投票が同数に別れた場合は、ロシア連邦最高裁判所長官が追加的投票を行う権利を行使することにより、これを行う。

## 第16条

旧ロシア共和国の最高会議の議員の権限は、連邦立法議会の最初の会期が始まる時点ですべて完全に停止され、そのうち立法議会の議員、最高裁場所裁判官またはロシア連邦のその他の国家権力機関の構成員とならない者は、3年間は引き継いで以下の権利を享受する。

—憲法の定める手続により非公開とされる会議を除き、立法議会の両院の会議およびその合同会議へ審議権を持って参加すること

—ロシア連邦立法議会における立法発議権

—最高会議議員として受け取っていた額の60%の俸給を受け取る権利（実額の）

## 第17条

旧ロシア共和国憲法裁判所裁判官の権限は、この裁判所と同様に、本法に定める手続にしたがい、職（ポスト）の承認を含め、ロシア連邦最高裁判所の形成の完了とともに全面的かつ完全にこれを停止する。これらの裁判官のうち、ロシア連邦最高裁判所の裁判官、立法議会議員またはロシア連邦のその他の国家権力機関の構成員とならない者は、3年間は引き継いで以下の権利を享受する。

—ロシア連邦最高裁判所の会議に審議権を持って参加する

—憲法裁判所裁判官として受け取っていた額の60%の俸給を受け取る権利（実額の）

## 第18条

憲法および本法の制定後、憲法制定会議の活動は、ロシア連邦最高裁判所の裁判官およびロシア連邦の立法権を除くその他の権力の代表（長）のポストの承認および再承認に限定されるため、その活動は、ロシア連邦憲法および本法の制定の日から4カ月を超えて継続されることはなく、あらゆる場合にロシア連邦立法議会の最初の会期の開始によりこれを停止する。

憲法制定会議の活動の期間中、その議員は、刑事訴追を免れる特権を享受する。憲法制定会議議員を刑事罰につき裁判所に起訴するためには、憲法制定会議議員の3分の2以上の同意が必要である。重大な刑事犯罪または社会秩序違反を除くすべての場合、ここに定める手続によりその特権を奪われることなく勾留されることはない。憲法制定会議における演説および発言につき、議員は、いかなる形態のものであれ、および憲法制定会議の活動の終了後においても、裁判上の責任を問われることはない。

憲法制定会議の活動の終了にともない、その議員は、憲法制定会議議員として有していた権利、特権および権限のすべてを失うものとする。

#### 第19条

最初に選挙された者の任期に関する規定および臨時の任命に関する規定を除き、本法のすべての規定の有効期限は、4年を超えることはできないものとするが、立法議会は、連邦に加わらないことに関する本法の規定を除き、その期日前にその効力を失ったことを表明することができる。

その際、ロシア連邦憲法、新たに制定された連邦の」法律、連邦構成主体の憲法および法律に反しない、また相互に矛盾せず、内部矛盾を持たず、新たに制定された法律に切り替えられない、旧ロシア共和国のすべての法令は、ロシア連邦の全領域またはこの構成主体の領域において法律の効力を維持する（説明原理 *изложенный принцип*）。

#### 第20条

本法の基本的な目的が創設されるロシア連邦の憲法の施行の立法上の保障にあるため、憲法と同時にこれを制定し、直ちにこれを公示するものとし、その制定の日から3日後これを施行する。

——完——